

令和 4 年 10 月 27 日

お客様 各位

香川県信用組合

「当座勘定規定」等の改正のお知らせ

平素は格別のお引き立てを賜り、誠にありがとうございます。

さて、全国銀行協会では、令和 4 年 11 月 4 日（金）から、「電子交換所」への移行に伴い、電子手形交換サービスが運用開始となります。

サービス運用開始を受け、今般、令和 4 年 11 月 4 日（金）から、当座勘定規定の一部改正を行いますので、ご了承いただきますようお願い申し上げます。

記

1. 当座勘定規定及び手形用法・小切手用法の改正点

(1) 当座勘定規定の主な改正点

- ① 振出人等への支払済手形の受戻し期限の設定、および同期限経過後の取扱い規定の追加。
- ② イメージファイルにより、印鑑照合・手形用紙確認を行う旨の免責規定への追加。

2. 手形用法・小切手用法の主な改正点

- ① 電子交換所システムの仕様（「,」（カンマ）がない場合は、金額チェックでエラーになる）を踏まえ、チェックライターにより、金額印字を行う場合には、3 桁ごとに「,」（カンマ）を印字するよう規定を追加。
- ② 電子交換所システムの仕様（J I S 第一水準・第二水準以外の文字は使用不可）を踏まえ、使用可能文字を一覧化し追加。
- ③ 金額欄、金融機関名、（QR コード欄）への記名捺印、訂正印等の押捺、金額複記または、訂正等の記載被りを禁止する規定の追加、手形用紙へのメモ書き禁止箇所【手形・小切手文句、手形。小切手番号欄（QR コード欄）】の追加。

電子交換所設立に伴う当座勘定規定（一般当座用） 新旧対照表

(下線部分が改正箇所。)

改正後	現 行	備考
<p>第7条（手形、小切手の支払）</p> <p>① 小切手が支払のために呈示された場合、または手形が呈示期間内に支払のため呈示された場合には、当座勘定から支払います。</p> <p><u>② 前項の支払にあたっては、手形または小切手の振出しの事実の有無等を確認すること（その旨について書面の交付を求めることを含みます）があります。</u></p> <p>③ 当座勘定の払戻しの場合には、小切手を使用してください。</p>	<p>第7条（手形、小切手の支払）</p> <p>①（同左）</p> <p><u>（新設）</u></p> <p>②（同左）</p>	<p>・現行運用上行われている取扱いを電子交換所への移行を機に規定化するもの。</p>
<p>第8条（手形、小切手用紙）</p> <p>① 当組合を支払人とする小切手または当店を支払場所とする約束手形を振出す場合には、当組合が交付した用紙を使用してください。</p> <p>② 当店を支払場所とする為替手形を引受ける場合には、預金業務を営む金融機関の交付した手形用紙であることを確認してください。</p> <p>③ 前2項以外の手形または小切手については、当組合はその支払をしません。</p> <p><u>④ 当座勘定から支払をした手形または小切手のうちに、本人が振出したものではないものや改ざんが疑われるものがあつた場合には、直ちに当組合宛に連絡し</u></p>	<p>第8条（手形、小切手用紙）</p> <p>①～③（同左）</p> <p><u>（新設）</u></p>	<p>・現行運用上行われている取扱いを電子交換所への移行を</p>

改正後	現行	備考
<p><u>てください。</u></p> <p>⑤ <u>手形用紙、小切手用紙の請求があった場合には、必要と認められる枚数を実費で交付します。</u></p> <p>⑥ <u>当座勘定から支払をした手形または小切手の用紙はその支払日から3か月を経過した場合は返却を求めることができないものとします。</u></p> <p>⑦ <u>前項の期間を経過した場合において、本人から請求があったときは、当組合所定の手続きによって当該手形または小切手の写しを交付します。ただし、当組合が定める写しの保管期限を経過した場合は、その限りではありません。</u></p>	<p>④ (同左)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>機に規定化するもの。</p> <p>・電子交換所規則第35条で、持出銀行は支払日から3か月間は支払銀行からの請求に応じて手形現物を交付する義務がある(電子帳簿保存法の要件を満たして手形現物を破棄する場合でも3か月は保存しておく)と規定。それを踏まえ、当座取引先の関係において3か月经過後の取扱いを当座勘定規定で定めるもの。</p>
<p>第17条 (印鑑照合等)</p> <p>① <u>手形、小切手または諸届け書類に使用された印影または署名 (電磁的記録により当組合に画像として送信されるものを含まず) を、届出の印鑑 (または署名</u></p>	<p>第17条 (印鑑照合等)</p> <p>① 手形、小切手または諸届け書類に使用された印影または署名を、届出の印鑑 (または署名鑑) と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いまし</p>	<p>・電子交換所からダウンロードする画像 (イメージデータ)</p>

改正後	現行	備考
<p>鑑)と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いましたうへは、その手形、小切手、諸届け書類につき、偽造、変造その他の事故があつても、そのために生じた損害については、当組合は責任を負いません。</p> <p>② 手形、小切手として使用された用紙(電磁的記録により当組合に画像として送信されるものを含みます)を、相当の注意をもって第8条の交付用紙であると認めて取扱いましたうへは、その用紙につき模造、変造、流用があつても、そのために生じた損害については、前項と同様とします。</p> <p>③ この規定および別に定める手形用法、小切手用法に違反したために生じた損害についても、第1項と同様とします。</p>	<p>たうへは、その手形、小切手、諸届け書類につき、偽造、変造その他の事故があつても、そのために生じた損害については、当組合は責任を負いません。</p> <p>② 手形、小切手として使用された用紙を、相当の注意をもって第8条の交付用紙であると認めて取扱いましたうへは、その用紙につき模造、変造、流用があつても、そのために生じた損害については、前項と同様とします。</p> <p>③ (同左)</p>	<p>により印鑑照合および用紙の確認を行うことを追加。</p> <p>・ 同上</p>

以 上

電子交換所設立に伴う約束手形用法 新旧対照表

(下線部分が改正箇所。)

改正後	現 行	備考
<p>4. (1) 金額は所定の金額欄に記入してください。</p> <p>(2) 金額をアラビア数字（算用数字、1、2、3…）で記入するときは、チェックライターを使用し、金額の頭には「¥」を、その終わりには「※」、「★」などの終止符号を印字するほか、<u>3桁ごとに「,」を印字してください。</u></p> <p>なお、文字による複記はしないでください。</p> <p>(3) 金額を文字で記入するときは、文字の間をつめ、<u>下表の文字一覧のとおり改ざんしにくい文字を使用し、金額の頭には「金」を、その終りには「円」を記入してください。また、崩し字は使用せず、楷書で丁寧に記入してください。</u></p> <p>(4) <u>金額欄には、第2項または第3項に掲げる事項以外の記入は一切行わないでください。特になつ印や金額の複記が金額欄に重なることがないようにしてください。</u></p>	<p>4. (1) (同左)</p> <p>(2) 金額をアラビア数字（算用数字、1、2、3…）で記入するときは、チェックライターを使用し、金額の頭には「¥」を、その終わりには※、★などの終止符号を印字してください。</p> <p>なお、文字による複記はしないでください。</p> <p>(3) 金額を文字で記入するときは、文字の間をつめ、壹、貳、参、拾など改ざんしにくい文字を使用し、金額の頭には「金」を、その終りには「円」を記入してください。</p> <p><u>(新設)</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> ・電子交換所システムの仕様（カンマがない場合は金額チェックでエラーになる）を踏まえ追加。 ・電子交換所システムの仕様（JIS第一水準・第二水準以外の文字は使用不可）を踏まえ使用可能文字を一覧化して追加。 ・電子交換所システムのOCR読取精度を高めるため、誤読要因である読取対象箇所へのメモ書き・記

改正後	現行	備考
		載被り等を禁止。
5. 金額を誤記されたときは、訂正しないで新しい手形用紙を使用してください。金額以外の記載事項を訂正するときは、訂正個所にお届け印をなつ印してください。 <u>ただし、訂正の記載やなつ印が、金額欄、信用組合名、QRコード欄等に重なることがないようにしてください。</u>	5. 金額を誤記されたときは、訂正しないで新しい手形用紙を使用してください。金額以外の記載事項を訂正するときは、訂正個所にお届け印をなつ印してください。	・同上
6. 手形用紙の右上辺、右辺ならびに下辺（クリアーバンド）などの余白部分は使用しないでください。 <u>また、記名なつ印や金額の複記その他の記載がQRコード欄等に重なることがないようにしてください。</u>	6. 手形用紙の右上辺、右辺ならびに下辺（クリアーバンド）などの余白部分は使用しないでください。	・同上

●金額を文字で記入する場合に使用する文字一覧

	1			2			3		4		5		6		7		8		9		10		100		1,000			10,000					
漢数字	壹	壺	弍	弍	弍	貳	貳	參	參	四	泗	肆	五	伍	六	陸	七	漆	質	八	捌	九	玖	拾	仕	百	陌	佰	千	仟	阡	万	萬

〈その他〉 金、円、圓（円の異体字）、億

※お取扱い上の誤り防止等のため、上表以外の異体字、崩し字のご使用はお控えください。

以 上

電子交換所設立に伴う為替手形用法 新旧対照表

(下線部分が改正箇所。)

改正後	現 行	備考
<p>5. (1) 金額は所定の金額欄に記入してください。</p> <p>(2) 金額をアラビア数字（算用数字、1、2、3…）で記入するときは、チェックライターを使用し、金額の頭には「¥」を、その終わりには「※」、「★」などの終止符号を印字するほか、<u>3桁ごとに「,」を印字してください。</u></p> <p>なお、文字による複記はしないでください。</p> <p>(3) 金額を文字で記入するときは、文字の間をつめ、<u>下表の文字一覧のとおり改ざんしにくい文字を使用し、金額の頭には「金」を、その終りには「円」を記入してください。また、崩し字は使用せず、楷書で丁寧に記入してください。</u></p> <p>(4) <u>金額欄には、第2項または第3項に掲げる事項以外の記入は一切行わないでください。特になつ印や金額の複記が金額欄に重なることがないようにしてください。</u></p>	<p>5. (1) (同左)</p> <p>(2) 金額をアラビア数字（算用数字、1、2、3…）で記入するときは、チェックライターを使用し、金額の頭には「¥」を、その終わりには※、★などの終止符号を印字してください。</p> <p>なお、文字による複記はしないでください。</p> <p>(3) 金額を文字で記入するときは、文字の間をつめ、壹、貳、参、拾など改ざんしにくい文字を使用し、金額の頭には「金」を、その終りには「円」を記入してください。</p> <p><u>(新設)</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> ・電子交換所システムの仕様（カンマがない場合は金額チェックでエラーになる）を踏まえ追加。 ・電子交換所システムの仕様（JIS第一水準・第二水準以外の文字は使用不可）を踏まえ使用可能文字を一覧化して追加。 ・電子交換所システムのOCR読取精度を高めるため、誤読要因である読取対象箇所へのメモ書き・記

改正後	現行	備考
		載被り等を禁止。
6. 金額を誤記されたときは、訂正しないで新しい手形用紙を使用してください。金額以外の記載事項を訂正するときは、訂正個所にお届け印をなつ印してください。ただし、訂正の記載やなつ印が、金額欄、信用組合名に重なることがないようにしてください。	6. 金額を誤記されたときは、訂正しないで新しい手形用紙を使用してください。金額以外の記載事項を訂正するときは、訂正個所にお届け印をなつ印してください。	・同上

●金額を文字で記入する場合に使用する文字一覧

	<u>1</u>			<u>2</u>			<u>3</u>		<u>4</u>			<u>5</u>		<u>6</u>		<u>7</u>		<u>8</u>		<u>9</u>		<u>10</u>		<u>100</u>			<u>1,000</u>			<u>10,000</u>			
漢数字	壹	壺	弍	弍	弍	貳	貳	參	參	四	泗	肆	五	伍	六	陸	七	漆	質	八	捌	九	玖	拾	仕	百	陌	佰	千	仟	阡	万	萬

〈その他〉 金、円、圓（円の異体字）、億

※お取扱い上の誤り防止等のため、上表以外の異体字、崩し字のご使用はお控えください。

以 上

電子交換所設立に伴う小切手用法（一般当座用） 新旧対照表

(下線部分が改正箇所。)

改正後	現行	備考
<p>4. (1) 金額は所定の金額欄に記入してください。</p> <p>(2) 金額をアラビア数字（算用数字、1、2、3…）で記入するときは、チェックライターを使用し、金額の頭には「¥」を、その終わりには「※」、「★」などの終止符号を印字するほか、<u>3桁ごとに「,」を印字してください。</u>なお、文字による複記はしないでください。</p> <p>(3) 金額を文字で記入するときは、文字の間をつめ、<u>下表の文字一覧のとおり改ざんしにくい文字を使用し、金額の頭には「金」を、その終りには「円」を記入してください。</u>また、崩し字は使用せず、<u>楷書で丁寧に記入してください。</u></p> <p><u>(4) 金額欄には、第2項または第3項に掲げる事項以外の記入は一切行わないでください。特になつ印や金額の複記が金額欄に重なることがないようにしてください。</u></p>	<p>4. (1) (同左)</p> <p>(2) 金額をアラビア数字（算用数字、1、2、3…）で記入するときは、チェックライターを使用し、金額の頭には「¥」を、その終わりには※、★などの終止符号を印字してください。なお、文字による複記はしないでください。</p> <p>(3) 金額を文字で記入するときは、文字の間をつめ、壹、貳、参、拾など改ざんしにくい文字を使用し、金額の頭には「金」を、その終りには「円」を記入してください。</p> <p><u>(新設)</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> ・電子交換所システムの仕様（カンマがない場合は金額チェックでエラーになる）を踏まえ追加。 ・電子交換所システムの仕様（JIS第一水準・第二水準以外の文字は使用不可）を踏まえ使用可能文字を一覧化して追加。 ・電子交換所システムのOCR読取精度を高めるため、誤読要因である読取対象箇所へのメモ書き・記

改正後	現行	備考
		載被り等を禁止。
5. 金額を誤記されたときは、訂正しないで新しい小切手用紙を使用してください。金額以外の記載事項を訂正するときは、訂正個所にお届け印をなつ印してください。 <u>ただし、訂正の記載やなつ印が、金額欄、信用組合名、QRコード欄等に重ならないようにしてください。</u>	5. 金額を誤記されたときは、訂正しないで新しい小切手用紙を使用してください。金額以外の記載事項を訂正するときは、訂正個所にお届け印をなつ印してください。	・ 同上
6. 小切手用紙の下辺余白部分（クリアーバンド）は使用しないでください。 <u>また、記名なつ印や金額の複記がQRコード欄等に重ならないようにしてください。</u>	6. 小切手用紙の下辺余白部分（クリアーバンド）は使用しないでください。	・ 同上

●金額を文字で記入する場合に使用する文字一覧

	1			2			3		4		5		6		7		8		9		10		100		1,000			10,000					
漢数字	壹	壺	弍	弍	弍	貳	貳	參	參	四	泗	肆	五	伍	六	陸	七	漆	質	八	捌	九	玖	拾	仕	百	陌	佰	千	仟	阡	万	萬

〈その他〉 金、円、圓（円の異体字）、億

※お取扱い上の誤り防止等のため、上表以外の異体字、崩し字のご使用はお控えください。

以 上